

## 委員会等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第44条の規定に基づき委員会等（プロジェクト等を含む）に関して必要な事項を定める。

### (委員会の種類)

- 第2条 委員会は、その所管事項の特性により、常設委員会と特別委員会の2種類とする。
- 2 常設委員会は、恒常的かつ執行的な機能をもち、会務運営に関し、当該所管事項について、その方針・計画を立案し、理事会の議決を経て、執行する。
  - 3 特別委員会は、特に必要があると認められた案件又は常設委員会の所管に属しない特別の案件を審議する目的で期限等を定めて設ける委員会とする。
  - 4 常設委員会及び特別委員会の設置は理事会が必要と認めたときに設置する。

### (構成)

- 第3条 各委員会の担当理事の任命と、委員長の委嘱は、理事会の承認を経て、会長が行なう。
- 2 各委員会の委員は、担当理事と委員長が人選し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
  - 3 各委員会の委員長及び委員の任期は、本部役員の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

### (所管事項)

第4条 各委員会の所管事項は、別に定める。

### (招集)

第5条 各委員会は、当該委員会の委員長が招集する。

### (議長)

第6条 各委員会の議長は、委員長がこれにあたる。但し、委員長に事故があるときは、委員から選ばれた者がこれにあたる。

### (定足数)

第7条 各委員会は、原則として委員の過半数以上の出席を必要とする。

(表 決)

第8条 各委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。なお、委員会審議事項に利害関係のある委員は、その表決に参加できないものとする。

(報告義務)

第9条 各委員長は委員会の開催により、重要な決議を行った場合などにおいては、その経過及び結果を報告書にまとめ担当理事に報告しなければならない。

2 委員会の担当理事は、委員会の審議及び事業を援助し、その活動等を理事会に報告しなければならない。

(運 営)

第10条 委員会の議事については、議事録を作成し保管する

2 社員はその権利を行使するため必要があるときは、委員会委員長の許可を得て、議事録の閲覧又は謄写の請求ができる。尚、謄写代金は請求者が支払うこととする。

(改 廃)

第11条 この規程は、必要と認めたときに理事会の決議により改正することができる。

(附則) この規程は、平成25年4月1日から施行する。

平成26年11月21日一部改定

令和2年9月2日一部改定